

令和7年千葉市教育委員会会議
第11回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和7年千葉市教育委員会会議第11回定例会会議録

日時 令和7年11月7日(金)
午後1時15分開会
午後2時09分閉会
場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 鶴岡 克彦
委 員 大山 尋美
委 員 大濱 洋一
委 員 杉山 浩
委 員 磯邊 聡

出席職員 教 育 次 長 中島 千恵 学 事 課 長 小林 公人
学 校 教 育 部 長 川名 正雄 教 育 指 導 課 長 小石 伸一
生 涯 学 習 部 長 大塚 暁 教 育 支 援 課 長 高橋 泰雄
教 育 改 革 推 進 課 長 松田 昌幸 保 健 体 育 課 長 太刀川 裕
総 務 課 長 山田 利雄 教 育 セ ン タ ー 所 長 渡 辺 佳 代 子
企 画 課 長 望月 宏次 養 護 教 育 セ ン タ ー 副 所 長 山 路 里 美
教 育 職 員 課 長 川島 政美 生 涯 学 習 振 興 課 長 志 保 澤 剛
教 育 給 与 課 長 吉野 嘉人 文 化 財 課 長 君 塚 常 行
学 校 施 設 課 長 大久保智之 総 務 課 長 補 佐 金 井 拓 也

書 記 総務課総務班主査 中台陽一郎 総務課主任主事 山口しのぶ

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
4人の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の
鶴岡教育長より磯邊委員を指名
- 4 会期の決定
令和7年11月7日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和7年第1回定例会及び令和7年第2回定例会の会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第38号乃至議案第45号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1)千葉県科学館利用者700万人達成記念式典について
志保澤生涯学習振興課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第37号 千葉県文化財保存活用地域計画について
君塚文化財課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第38号 令和7年度補正予算について（12月補正）
大久保学校施設課長、志保澤生涯学習振興課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第39号 千葉県立特別支援学校設置条例の一部改正について
高橋教育支援課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第40号 千葉県公民館設置管理条例の一部改正について
志保澤生涯学習振興課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第41号 指定管理者の指定について（千葉県生涯学習センター）
志保澤生涯学習振興課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第42号 指定管理者の指定について（千葉県花園公民館ほか46施設）

志保澤生涯学習振興課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第43号 議決事件の一部変更について（千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約）

大久保学校施設課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第44号 議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約）

大久保学校施設課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第45号 議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）

大久保学校施設課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

（3）発言の要旨

報告事項（1）千葉市科学館利用者700万人達成記念式典について

鶴岡教育長 報告事項に係る説明をお願いします。

報告事項（1）千葉市科学館利用者700万人達成記念式典について、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

志保澤生涯学習振興課長 議案書の1ページをご覧ください。

千葉市科学館利用者700万人達成について、ご報告します。

千葉市科学館は、平成19年10月20日に開館し、今年で開館19年目となります。開館以来、多くの方々にご来館いただき、この度10月25日土曜日に利用者数の累計が700万人に達成しました。また、併せて記念式典を実施しました。

「3 式典の様子」をご覧ください。

700万人目は、市内緑区在住の小学1年生でした。当日は、館長、教育長のご挨拶、認定証の授与、記念品や花束の贈呈などを行いました。

「4 過去の達成日」に、過去の達成日を記載しております。

今後も科学館は、地域に密着した科学普及活動を展開するキー・ステーションとしての役割を担って参りたいと考えております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

議案第37号 千葉市文化財保存活用地域計画について

鶴岡教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第37号「千葉市文化財保存活用地域計画について」、文

化財課長、説明をお願いします。

君塚文化財課長 議案第37号「千葉市文化財保存活用地域計画について」説明
します。

新たに策定する千葉市文化財保存活用地域計画について、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定により議決を求めるものです。議案書は3ページとなりますが、参考資料を使って説明します。

はじめに、本計画策定の経緯を説明します。参考資料1ページをお願いします。資料の四角枠の中になりますが、平成31年の文化財保護法の改正において、都道府県は文化財保存活用大綱を定めることができ、市町村は文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁長官の認定を申請することができるという規定が設けられました。これは、地域住民と行政とが一体となり、地域の文化財を後世に継承していくために体制整備することを目的に制度化されたものです。文化庁長官の認定を受けることで、新たな国庫補助金の活用が可能になる、あるいは未指定文化財の国登録文化財への提案等が可能になるメリットがあります。

「1 策定目的」ですが、文化財を保存活用するには、地域総がかりで計画的かつ組織的に取り組む必要があることから、市内の文化財の総合的な保存・活用に係るマスタープラン兼アクションプランとして策定するものであります。策定後は、計画に基づき、それぞれが協力し合い、文化財を活かした魅力あふれるまちづくりに取り組んで参ります。

また、本市では、これまで文化財全般を対象とした総合的な計画を策定しておらず、今回が初めての計画となります。

「2 他市事例」ですが、策定済み、または策定中の状況は、政令市、県内ともに12市となっています。

「3 策定体制」ですが、文化庁の指導・助言の下、国庫補助事業として、令和4年度から7年度までの4年間で、計画策定に取り組んでいます。

計画の内容については、千葉市文化財保存活用協議会で検討し、市文化財保護審議会、庁内関係課の意見を伺い、パブリックコメントを実施し、それらを反映させ、計画案を取りまとめています。

次に、計画の概要ですが、3ページをご覧ください。
この資料は、文化庁長官の認定後に概要版として、文化庁のホームページに掲載予定の資料です。

まず、計画の期間ですが、令和8年度から14年度までの7年間としており、1の基本計画と最終年度を合わせています。

そして、歴史文化の特徴、推進体制、指定等文化財の一覧により、千葉市の概要を示しています。

4ページをご覧ください。

最上段に基本理念を示しています。

地域に残る文化財を、地域が一体となって守り伝え、文化財を活かした魅力あふれるまちづくりを行うことを基本理念とします。

その下の表をご覧ください。

一番左側、縦書きとなっていますが、この部分が基本方針となります。「知る」「活かす」「守る」の3つを柱としています。

「知る」の部分を例に説明しますと、課題の部分の2つ目の枠の中ですが、調査・研究、指定・登録における課題として、都市アイデンティティに関する文化財の調査・研究と公開が不十分としており、その右側に課題を解決するための方針として、②文化財の価値や魅力を明らかにするための調査・研究と成果の公開、さらにその右側に取組の例として、3都市アイデンティティ関連遺跡の発掘調査の実施となっています。

概要版ではすべての取組例を記載していませんが、具体的な取組の例として54挙げており、そのうち11の取組が新規事業となります。

新規事業、重点事業については、新、重と印をつけています。

参考資料の2ページにお戻りください。

「5 現在の進捗状況」については、お示ししたとおりです。

「6 今後のスケジュール」ですが、本会議において議決いただける場合は、11月下旬に文化庁に認定申請を行います。文化庁から認定いただける場合は、12月中旬になる予定です。

認定をいただいた暁には、千葉市文化財保存活用協議会において進捗管理、課題把握等を行っていただき、発生した課題等に対応しながら計画に取り組んで参りたいと考えております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

大山委員 ご説明ありがとうございます。

初めての作成ということで、資料を作られるのも大変だったと思います。皆様ご苦労様でした。

国庫補助事業ということですので、実際に12月中に認定を受けた後、予算については、どのようになりますでしょうか。

君塚文化財課長 国庫補助事業としては、この計画策定については、満額10分の10の割合で補助金を頂いています。

その他に、発掘調査など、そういったものについては、別途補助金がありますので、必要なものについては申請をして、交付を受けたいと考えています。

大山委員 ありがとうございます。

千葉市もたくさんの文化財がありますので、そのような補助金を使えるのでしたら、ぜひ進めてもらいたいと思います。ありがとうございます。

大濱委員 関連となりますが、この国庫補助金は、今までは貰えていなかったということですか。

君塚文化財課長 今までも貰えていました。

この策定に関する事業の分として4年分、4年前に貰いまして、その他の必要な事業については、個別に申請をして、貰えるものは貰っております。

大濱委員 結局、この度の認定を受けた場合、今までとはどう違うのですか。

君塚文化財課長 この計画を策定して、新たな補助金として可能性が考えられるのが、令和7年度の事業でいいますと、地方公共団体が実施する文化財を活用した交流人口の増加、あるいは町のにぎわいの創出といった、文化財そのものを活用したような事業、観光に関わるような事業について、新たな補助金として可能性が出てくるということになります。

大濱委員 そうすると、新たな補助金がまた追加されるというか、今までもあったけれども、さらにそれ以上ということですね。分かりました。

鶴岡教育長 11月下旬に、文化庁に認定申請と書いてありますが、77ページにわたる計画をもう一回見直したときに、これはどうなのとか、誤字脱字など、何か見つけてしまった時に、修正はいつまでなら、申請に間に合いますか。

君塚文化財課長 直接文化庁に提出するものではなく、県を経由して提出する予定となっておりますので、11月20日頃が県の提出期限になるかと思えます。

この中身について、本冊子についても、文化庁には事前に確認を貰っているところです。

さらに、文化庁に限らず、関係省庁にも確認をいただいている

ところで、場合によっては、てにをは等で修正が入る可能性はありますが、内容的には文化庁からは了承をいただいているという状況です。

磯 邊 委 員 将来的には、世界遺産などを目指すことはあるのですか。

君塚文化財課長 現状では加曽利貝塚が候補に挙がるかとは思いますが、単独での認定というのは難しいように思います。

磯 邊 委 員 多くは周辺の文化をまとめて、合わせ技でやっていますよね。

君塚文化財課長 そうですね、東北とか北海道の漁港側の県を越えて、その周辺をすべて世界遺産として認定しているところですので、加曽利貝塚だけではなく、千葉県内の他の貝塚も一緒に手を取り合いながら申請をすることで、可能性はゼロではないと思います。

磯 邊 委 員 文化的な価値だけではなく、理想として観光等を含めた部分が税収というところからも、訴求性があり、夢を持つのも良いかなと思いましたが、コメントしました。ありがとうございます。

鶴岡教育長 夢も抱いてください。

文化庁のチェックも入っているので、おおむね問題ないとは思いますが、万が一何かあったら、11月20日くらいを目安に、県に提出ということなので、何かあったらお知らせください。

ご質問もないようですので、議案第37号「千葉市文化財保存活用地域計画について」を原案どおり可決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

以上で、本日の公開審議案件に係る審議が終了しました。

委員の皆さん、ここまででその他として、ご意見、ご質問などありますか。

議案第38号 令和7年度12月補正予算について

鶴岡教育長 続きますので、議案第38号に係る審議に移りますが、以降の審議にいては、非公開となります。

議案第38号「令和7年度補正予算について(12月補正)」、学校施設課長並びに生涯学習振興課長の順に説明をお願いします。

大久保学校施設課長 議案第38号についてご説明します。

令和7年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案書(2)の2ページをお願いします。

学校施設の各種改修等についてです。

はじめに、「1 給水設備改修及び消火設備改修」について、「ア 補正理由」ですが、給水設備改修及び消火設備改修については、夏休み期間中に集中して実施する必要があることから、今年度中に前倒しして契約できるように債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」ですが、限度額は2億5,000万円で、内容等は記載のとおりです。

次に、「2 エレベーター設置」について、「ア 補正理由」ですが、エレベーター設置に係る実施設計、土質調査業務については、施工時期の平準化を鑑み、入札不調のリスクを抑制するため、今年度中に前倒しで契約できるように債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」ですが、限度額は5,200万円で、内容等は記載のとおりです。

3ページをお願いいたします。

次に、「3 学校施設の環境整備」について、

「ア 補正理由」ですが、学校施設の環境整備に係る実施設計については、施工時期の平準化を図り、入札不調リスクを抑制するため、今年度中に前倒しで契約できるように債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」ですが、限度額は4,700万円で、内容等は記載のとおりです。

志保澤生涯学習振興課長 議案書（2）の4ページをお願いします。

生涯学習センター施設管理運営についてです。

まず、「1 補正理由」ですが、千葉市生涯学習センターの令和8年度以降の指定管理者指定に伴い、指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ指定管理者に対する委託料の支払いが確実に見込まれるため、平成22年12月28日付総務省通知に基づき債務負担行為を設定するものです。

次に、「2 補正内容」ですが、設定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、限度額は30億586万円です。

なお、千葉市生涯学習センターの指定管理者の指定については、公益財団法人千葉市教育振興財団を指定管理予定候補者としており、後ほど議案第41号でご説明します。

次に、5ページをお願いします。

公民館施設管理運営についてです。

まず、「1 補正理由」ですが、千葉市花園公民館ほか46施設の令和8年度以降の指定管理者指定に伴い、指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ指定管理者に対しての委託料の支払いが確実に見込まれるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、「2 補正内容」ですが、設定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、限度額は70億5,024万7,000円です。

なお、千葉市花園公民館ほか46施設の指定管理者の指定については、公益財団法人千葉市教育振興財団を指定管理予定候補者としており、後ほど議案第42号にて説明します。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

磯邊委員 ご説明ありがとうございました。

エレベーター設置について、お尋ねしたいのですが、今年度、小学校2校、中学校2校ということで、現在、未設置の小学校、中学校がどのくらいあるのか分かりますか。

大久保学校施設課長 全体の整備状況ですが、現在までに約6割の学校で整備が終わり、残りが約4割程度となります。

磯邊委員 すべてが終わるのはいつくらいになりますか。

大久保学校施設課長 入学する予定の児童生徒がいる学校ですとか、現に配慮が必要な児童生徒がいる学校に対して設置していますので、目標年度というのは設定しておりませんが、配慮が必要な方がいる学校については、順次整備をしていきます。

磯邊委員 ただ、実際に教育現場にいと、子どもが骨折したり、ヒステリーで倒れて車椅子状態になったりなど、学校によって使える場合と使えない場合があるということになると、公平性という点ではどうなのかなとも思うので、可能であれば全校にエレベーターが設置できると、どのような事態にも対応できるかなと思いました。

大久保学校施設課長 おっしゃるとおり、実際にエレベーターを設置した学校で、配慮が必要な児童生徒が卒業した後もけがや病気などで使ったりして、現場からは良い評価をもらっていますので、順次整備を進めていきたいと考えています。

磯邊委員 ありがとうございます。

杉山委員 ご説明ありがとうございます。

質問が重なってしまう部分があるのですが、先程、そのような

方が必要になってから設置するまで、4年程度かかるということですが、現在は、市立の小学校に進学する児童が多い中で、逆算して、入学してからの4年間というのは、どのような対応をしているのかということ、また、4年生になると教室が上の階になりますので、対応について教えてください。

大久保学校施設課長 おっしゃるとおり、設置まで時間がかかるので、入学の3年前から調査を始め、次の年に設計、その次の年に工事を行い、調整するようにしています。

間に合わないところについては、転入してきたり、あるいは症状が悪化して配慮が必要になる方もいらっしゃいますので、そのような方については、エレベーターが設置されるまでの間は、状況に応じて、介助員を手配したり、教員が補助したり、あるいは教室を1階に動かしたり、あるいは階段昇降機を導入して対応しているなどの状況です。

杉山委員 ありがとうございます。

階段の昇降機ですが、私も以前息子の学校に行った時に用意して頂いたことがありました。まず、昇降機を準備して頂くことや階段を上がる際にはかなり時間がかかるなど、意外と大がかりな作業になるため、学校の関係者の方に多くの手間をお掛けします。

もちろん様々な環境や理由はあると思いますが、先程磯邊委員がおっしゃったように、必要な生徒さんが発生してからの設置ですと、どうしても後手後手になるので、できれば先を見越して生徒さんが多いところから優先的に設置を計画するなど、順次予算を策定しながら設置の計画をして頂けたらと思います。障がいがある側からの思いとしては、なるべく学校生活では移動にストレスが無い環境は、生徒さん本人、家族含めて願っていると思います。

続けてご質問いたします。

先程設置率が6割がということですが、他市や他県のエレベーター等の設置状況などは分かりますか。

大久保学校施設課長 他市のデータは無いのですが、文科省も要配慮者がいるところについては、すべてエレベーターにしていきたいと思いますという目標を立てているので、同じような形で進めていくのではないかと考えております。

杉山委員 ありがとうございます。

磯邊委員 ご説明をお願いしたいのですが、この施設管理運営の年限を5

年間にしている、今年度が5年ごとのサイクルに合うというご説明をされているのですが、5年ができ得る最長なのでしょうか。

志保澤生涯学習振興課長 業務改革推進課がマニュアルを作っていて、事業者が途中で事業ができなくなるかどうかを見なければいけないので、5年くらいのサイクルで見直していくのが妥当だろうということで基準を決めています。その関係で、今、5年としています。

磯 邊 委 員 特に法令に定めがあるわけではないのですね。

鶴岡教育長 ご質問もないようなので、議案第38号「令和7年度補正予算について(12月補正)」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようなので、原案どおり可決します。

議案第39号 千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について

鶴岡教育長 議案第39号「千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について」、教育支援課長、説明をお願いします。

高橋教育支援課長 議案第39号千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について、説明します。

改正の趣旨ですが、平成19年の学校教育法等の一部改正において、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に改めることとされました。

本市では、改正前から市立特別支援学校3校のうち、2校が養護学校の校名を使用しており、「ようご」、「によう」の愛称で親しまれてきたため、校名変更については、長年検討して参りました。

児童生徒、保護者等から校名変更を求める声が上がってきたことから、他自治体の状況から校名を変更します。それに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

名称を千葉市立養護学校から千葉市立特別支援学校へ、千葉市立第二養護学校から千葉市立第二特別支援学校へ変更します。

また、新旧対照表にもありますが、第二表の位置の表記についても、現行の表記に合わせるために養護学校の地名の一部の書き方を変更しております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

杉 山 委 員 過去に色々な意見や話を聞いてきた立場だったので、ほっとして、良かったなど。ありがとうございました。

ちなみに、令和8年4月1日からなので、正門の看板や、ホー

ムページ等の対応は、間に合うのでしょうか。

高橋教育支援課長 まず、校門の看板や公印などの対応を進めています。

鶴岡教育長 優先順位をつけながら。もう少し先に行きたかったのですが。

磯 邊 委 員 そのことですが、やっとスタンダードに追いついたと思うのですが、やはり「特別支援学校」ではなく「支援学校」という思いもあるので、それは法令に従って特別支援学校にするのも、とても分かる一方で、理念として、私たちは、教育委員の1人として、特別支援が特別ではないということを常にメッセージとして持っていたいなと思うと、ここをスタートラインにしたいなと考えています。以上、意見表明でした。

高橋教育支援課長 ご意見ありがとうございます。

以前から色々と協議していただいたので、その話題も出ていたので、引き続き検討をしていきたいと考えています。

法令上はまだ特別支援が根強く残っているので、まずは養護の名前を変えてスタンダードにしてから、また校名については、引き続き検討していきたいと考えています。

恐らくですが、また法令等も変わる可能性もありますので、それに則って、そのタイミングで変えていきたいと考えています。

杉 山 委 員 情報によりますと、東京、埼玉、神奈川は少しずつ「特別」を取っているところがあるようですので、ご参考に。

高橋教育支援課長 ありがとうございます。

鶴岡教育長 また、そうすると色々なものを変える必要が生じる、という本音はあるのですが、まずは第一歩ということで、よろしいでしょうか。

質問もないようなので、議案第39号「千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようなので、原案どおり可決とします。

議案第40号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

鶴岡教育長 続きまして、議案第40号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

志保澤生涯学習振興課長 議案第40号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」説明いたします。

議案書(2)、9ページをお願いします。

本議案は、千葉市轟公民館を休止するため、条例の一部を改正

するよう、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

お手元に配付しています、参考資料（2）に基づいて説明します。

参考資料（2）の3ページをお願いします。

まず、「1 改正の趣旨」及び「2 改正の概要」ですが、千葉市轟公民館の空調改修工事を実施するに当たり、6か月以上の休止を伴うことから、千葉市公民館設置管理条例にその旨を追加するものです。

最後に、「3 施工期日」ですが、令和8年2月1日となります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

大濱委員 休止の期間は、轟公民館の業務はどこでされるのですか。

志保澤生涯学習振興課長 この間、既に利用者の方については、近隣の稲毛区の公民館で半年間活動してもらえるように案内しています。使えないということで利用者が困ることがないようにしています。

鶴岡教育長 公民館の職員は。

志保澤生涯学習振興課長 工事期間中も、公民館職員は事務として残ります。

ただ、全員いる訳ではなく、時には停電などもありますので、いる時といない時がありますが、基本的にはそこで働いています。

磯邊委員 エアコンは無いのですよね。

志保澤生涯学習振興課長 ずっと電気がつかないわけではないのですが、エアコンが無い時はやむを得ないので、別のところで仕事をしてもらうことを考えています。基本的にはエアコンはありません。

鶴岡教育長 健康・安全に留意してください。

質問がないようなので、議案第40号「千葉市公民館設置条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第41号 指定管理者の指定について（千葉市生涯学習センター）

議案第42号 指定管理者の指定について（千葉市花園公民館ほか46施設）

鶴岡教育長 議案第41号及び議案第42号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うこととします。

議案第41号「指定管理者の指定について（千葉市生涯学習センター）」及び議案第42号「指定管理者の指定について（千葉

市花園公民館ほか46施設)」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

志保澤生涯学習振興課長 議案書(2)11ページの議案第41号は、千葉市生涯学習センターの指定管理者について、議案書(2)13ページの議案第42号は、千葉市花園公民館ほか46施設について、いずれも公益財団法人千葉市教育振興財団を指定するよう、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものです。

お手元に配付してあります、参考資料(2)に基づいて説明します。

参考資料(2)の5ページをお願いします。

はじめに、指定管理者の指定について、千葉市生涯学習センターについてですが、1、施設の名称及び所在地、2、指定管理者の名称等については、記載のとおりです。

次に、3、指定期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

次に、4、選定結果については、記載のとおりです。

次に、5、選定方法(非公募)及び選定の理由ですが、まず、(1)非公募とした理由については、本施設が提供する講座は、一部を除き無料であり、収益性が見込めないこと。また、地域の課題に自ら取り組むことができる人材の育成を目的とし、高度な専門性及びボランティアや各種団体等との豊富なネットワークが必要であること。加えて、生涯学習活動の中核施設である本施設と地域拠点施設である公民館を同一団体が管理することで、さらに充実した学習機会、環境の提供が期待できるためであります。

(2)選定理由についてですが、選定評価委員会において、申請内容を管理運営の基準で示している施設維持管理業務、生涯学習事業に関する業務、施設運営業務など、指定管理者が行う業務内容及び水準に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団が千葉市生涯学習センターの管理が適切かつ確実に行うことができるものと認められたためであります。

6ページをお願いします。

6、指定管理者選定評価委員会の答申の概要、審査結果及び7、教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成については、記載のとおりです。

最後に、8、指定管理者の概要ですが、(1)設立時期から(4)

主な事業内容及び（7）主な施設管理の実績については、記載のとおりです。

また、（5）当該施設の管理実績については、7ページの別紙1、公益財団法人千葉市教育振興財団による千葉市生涯学習センターの管理実績のとおりで、施設利用者数は増加傾向にあり、利用者からの要望、意見などにも誠実に対応しています。

また、（6）指定管理者総合評価シートについては、8ページから12ページにかけて添付していますが、10ページをご覧ください。

総合評価については、下段にありますとおり、概ね市が指定管理者に求める水準どおりの管理運営が行われていることから、Cとしています。

13ページをお願いします。

続きまして、指定管理者の指定について（千葉市花園公民館ほか46施設について）説明します。

1、施設の名称及び所在地、それから、14ページ、次のページにまたがりませんが、2、指定管理者の名称等については、記載のとおりです。

次に、3、指定期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

次に、4、選定経過については、記載のとおりです。

次に、5、選定方法（非公募）及び選定の理由ですが、まず、（1）非公募とした理由については、本施設の管理運営に当たっては、公平性、安定性などが強く求められるとともに、講座の実施に当たっては、教育の専門性を有し、市民に多様で専門的な内容を実施する必要があるためであります。

（2）選定理由については、選定評価委員会において、申請内容を管理運営の基準で示している施設維持管理業務、社会教育事業に関する業務、施設運営業務など、指定管理者が行う業務内容及び水準に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は、千葉市公民館の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められたためであります。

15ページをお願いします。

次に、6、指定管理者選定評価委員会の答申の概要、審査結果及び7、教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成については、記載のとおりです。

最後に、8、指定管理者の概要ですが、(1) 設立時期から(4) 主な事業内容及び(7) 主な施設管理の実績については、記載のとおりです。

また、(5) 当該施設の管理実績については、16ページの別紙3、公益財団法人千葉市教育振興財団による千葉市公民館の管理実績のとおりで、施設利用者数はコロナ禍から徐々に戻りつつあります。また、利用者からの要望、意見などにも誠実に対応しています。

また、(6) 指定管理者総合評価シートについては、17ページから19ページにかけて添付していますが、19ページをお願いします。

総合評価については、下段にありますとおり、概ね市が指定管理者に求める水準どおりの管理運営が行われていることから、Cとしております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

大濱委員 当初から教育振興財団が指定管理者になっているということでしょうか。

志保澤生涯学習振興課長 教育振興財団が当初から指定管理者として、管理運営を行っています。

大濱委員 総合評価なのですが、Cというと、少しあれかなと思っちゃうのですが、このCというのは結局同じ水準で行われているということですね。

そういった場合に、例えばもう少しさらに優れた運営管理が行われるために何か方策はないですかなど、そのような要望は出しではないのでしょうか。

志保澤生涯学習振興課長 総合評価のCの考え方なのですが、もともと管理運営の基準で市として当初、このようなことをしてくださいという基本的なことを示しまして、提案書で、もっと優れたことをやりますという提案が出て参りますと、Cになってしまいます。

そこで出ている内容については、求めている最低水準でしているというよりは、一応それ以上のことを教育振興財団は、しています。

例えば社会教育主事の有資格者の方を徐々に増やすとか、そのようなことはしていますが、これは提案どおりになっていますので、評価としては5段階評価の3のようになってしまっていますが、決して悪いということではないです。

大濱委員 悪いということではないのですが、印象的にCという少し気になります。ただ、そうやって教育振興財団がより良い提案を出して、それが行われれば、それでもBではなくてCなのですね。

志保澤生涯学習振興課長 計算上はCということになりまして、提案した後にさらにより良いことを実績として残すと、それが高い評価になるとBになるということです。

大濱委員 では、あまり提案しない方が良いということなのか、向こうからすれば、後からもっと提案すればBになる。

志保澤生涯学習振興課長 市全体として指定管理者の評価をするときに、Cは、悪いという評価ではなくて、きちんと求められた水準はできていると。市民間のサービスも一定程度理解を得られているということで審議しておりますので、おっしゃるとおり、後出しでよい提案をして、実績出してBとすることは当然できるのですが、教育振興財団としては誠実に対応しているので、結果的にCになっているということです。

大濱委員 分かりました。

鶴岡教育長 見た目の問題で、二重丸、丸、三角、バツだと丸になるという、そんな見方ができますね。

磯邊委員 説明ありがとうございました。私が会長をしていた千葉県公認心理師協会も生涯学習センターを大変気持ちよく使っています。

鶴岡教育長 ご質問がないようなので、議決に移ります。

まずは、議案第41号「指定管理者の指定について（千葉市生涯学習センター）」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようなので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第42号「指定管理者の指定について（千葉市花園公民館ほか46施設）」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようなので、原案どおり可決いたします。

議案第43号 議決事件の一部変更について（千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約）

議案第44号 議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約）

議案第45号 議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）

鶴岡教育長 続きまして、議案第43号から議案第45号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行います。

それでは、議案第43号「議決事件の一部変更について（千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約）」、議案第44号「議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約）」及び議案第45号「議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）」について、学校施設課長、説明をお願いします。

大久保学校施設課長 議案第43号の議決事件の一部変更について説明します。

当議案は、市議会の令和6年第4回定例会において議決を得た千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約の契約金額を変更するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき議決を求めるものであります。

議案書（2）の17ページからとなりますが、参考資料により説明します。

参考資料（2）の21ページをお願いします。

「1 提案理由」は、資材、労務単価等の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款におけるインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額するものです。

「2 の変更金額」は、変更前は6億5,780万円、変更後は6億6,756万円、追加費用は976万円です。

「3 主な変更内容」と「4 今後のスケジュール」については、記載のとおりです。

続きまして、議案第44号及び議案第45号の議決事件の一部変更について、同一校の関連工事でありますので、併せて説明します。

本件は、市議会の令和6年第2回定例会において議決を得た幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事及び幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約の契約金額を変更するよう、市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求め

るものであります。

議案書（２）の２１ページからですが、参考資料（２）により説明します。

参考資料（２）２３ページをお願いします。

「１ 提案理由」は、資材、労務単価等の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款におけるインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額するものです。

「２ 変更金額」は、幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事の契約金額について、変更前は２９億３，５９０万円、変更後は３０億２，６１４万円、追加費用は９，０２４万円です。

幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事の契約金額について、変更前は３億８，２８０万円、変更後は４億１，０１７万円、追加費用は２，７３７万円です。

「３ 主な変更内容」と「４ 今後のスケジュール」については、記載のとおりです。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

磯 邊 委 員 工事のスケジュールには影響はあるのでしょうか。

大久保学校施設課長 工事のスケジュールには影響ありません。

磯 邊 委 員 ありがとうございます。

私の住んでいる所のマンションが値上がりしていて、とにかく色々なものが高騰している状況、今回のこのインフレスライド条項でこれだけ上がったというのは、ある程度、想定内なのですか、それとも想定外の上がり方をしているのですか。

大久保学校施設課長 国が労務単価を２月に改定して、千葉市でもそれを受けて３月に改定して、それを見た上で行っています。昨年度と比較して上がった分について負担行為を適用して、国の労務単価も上がっていますので、想定はしていたものです。

磯 邊 委 員 今後、資材や人件費が上がってくると、様々な所で計画の変更が起こるのではないかというのを危惧するのですが、そのあたりはどのように対応するのですか。

大久保学校施設課長 労務単価も色々な業種があるのですが、例えば今、業種平均でいうと５％以上上がっている状況ですので、その他の資材等の高騰など、合わせて年々上がっていく傾向があるのかと考えます。

鶴岡教育長 都度対応するしかないですね。

磯 邊 委 員　そうですね。予定が狂って、少し先延ばしにされてしまうとか、何か質が下がるとか、そのようなことがないようにお願いしたいと思います。

鶴岡教育長　ご質問もないようなので、議案第43号「議決事件の一部変更について（千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約）」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長　ご異議ないようなので、原案どおり可決します。

続きまして、議案第44号「議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約）」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長　ご異議ないようなので、原案どおり可決します。

最後に、議案第45号「議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長　ご異議ないようなので、原案どおり可決します。

8 その他

第11回定例会は、12月17日 水曜日 午後2時00分からとした。

9 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言